免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００２号
群馬県伊勢崎市富塚町1013番地
清算株式会社　株式会社ハマシンフーズ
代表清算人　中条　賢司
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市福島町244番地11
清算株式会社　株式会社トリ中
代表清算人　中条　賢司
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
長野県飯田市鼎切石4376番地４
清算株式会社　株式会社アコーズ
代表清算人　佐々木邦雄
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（ヒ）第３号
静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
代表清算人　杉浦　利栄
１　決定年月日　令和７年６月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル８階弁護士法人神戸綜合法律事務所内
清算株式会社　ＹＧＳ管理株式会社
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１０３号
（本店所在地）和歌山市布施屋220番地
清算株式会社　株式会社ＷＲ
代表清算人　柳本　喜紀
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２１号
東京都江戸川区西葛西６丁目13番14号　丸清ビル１階
清算株式会社　株式会社東京アート
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１００７号
横浜市泉区岡津町2256番地レモンバーム２Ｇ号室
清算株式会社　株式会社Ｋ－ＦＲＥＥ
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００５号
大阪市北区野崎町７番８号
清算株式会社　株式会社コントラーズ
代表清算人　山本　真彦
１　決定年月日　令和７年５月30日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条（当事者）
本協定書にかかる当事者は以下のとおりである。
１　債務者（以下「協定債務者」という）
清算株式会社：株式会社コントラーズ
代表者：代表清算人　山本　真彦
住所：大阪府大阪市北区野崎町７－８
２　債権者（以下「協定債権者」という）
①　債権者数：１名
②　債権者情報
債権者名：セーフティ＆セキュリティ株式会社
代表者名：代表取締役　山本　真彦
住所：東京都新宿区愛住町23番地２
債権額：14,014,769円
第２条（返済方法及び債務の整理）
１　協定債務者は、前条第２項に記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、10,202円の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、協定債務者に対し、協定債権の金額から弁済額を控除した残額につき、その債務を全部免除する。
３　第１項の弁済の後、協定債務者に新たな財産が発見されたときは、協定債務者はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対し弁済するものとする。
この場合において、協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の金額を限度として効力を失うものとする。
第３条（その他）
本協定の成立により、協定債務者と協定債権者間には他の債権債務は存在しないことを確認する。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１１号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
代表清算人　五十右信啓
１　決定年月日　令和７年６月４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。前項の規定に基づく残額がなかったときは、清算株式会社に対する債権全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部